

お子さんを保育園に預けて働く保育士さん

保育料の一部、貸し付けます

2年以上働き続ければ返還が免除されます

産休、育休明け、または新たにお子さんを保育園に預けて保育所等に勤務する期間（1年間を限度）、保育料の半額を貸し付けます（月額27,000円まで）。
保育士業務に2年間以上従事することによって返還が免除になります。

※ただし、保育士のお子さんを優先して入所する仕組みのある市町村に在住かつ在勤の方



対象となる市町村

相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、二宮町 ほか
※掲載されている市町村名はチラシ作成段階のものであるため、お借入れ希望の方で、お住まいの地域が該当するかどうかを下記連絡先までお問合せください。

貸付金返還免除対象となる業務

●保育所、●認定こども園、●預かり保育を常時実施している幼稚園、●認定こども園への移行予定の幼稚園、●認可外保育施設のうち、地方公共団体で単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設、●企業主導型保育所、●病児保育事業所等における保育士業務（週20時間以上の勤務で2年間以上従事した場合）

申請方法

- ◇ 保育所等入所又は利用決定通知書（利用料の記載のあるもの）
- ◇ 従事（予定を含む）先である保育所の従事証明書又は雇用通知（内定通知）
- ◇ 3か月以内の住民票（申込者本人及び同一生計の未就学児の記載があるもの）
- ◇ 個人情報の取扱いについての同意書
- ◇ 保育士証（写）

申請書類は下記まで請求ください。

書類が整いましたら かながわ福祉人材センター までご持参ください。

書類請求・問合せ先

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター13F

（福）神奈川県社会福祉協議会

福祉人材研修センター（かながわ福祉人材センター）

TEL: 045-312-4816（祝祭日を除く月曜～金曜/9時～17時15分）